

北監第31号
令和3年10月7日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

隨時監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく隨時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項及び範囲

- ・支え合いの地域づくり事業について
- ・福祉子ども課関係の新型コロナウイルス対策において、国・県の補助等が
あった事業について

実施日

令和3年11月9日（火）

実施場所

北方町役場委員会室 みんなの家（現地確認）

基本方針・着眼点

- ・支え合いの地域づくり事業は、適正に行われているか。
- ・支え合いの地域づくり事業に要した予算は適正に執行されているか。
- ・福祉子ども課関係の新型コロナウイルス対策において、国・県の補助金等
によって行われた事業は適正に執行されたか。
- ・その他関連事項について。

提出資料

支え合いの地域づくり事業の資料及び契約関係書類の写し
対象事項に関する資料等 各3部

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北監第36号
令和3年11月17日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

随時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第5項による隨時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項及び範囲

- ・支え合いの地域づくり事業について
- ・福祉子ども課関係の新型コロナウイルス対策において、国・県の補助等があつた事業について

実施日

令和3年11月9日(火)

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

対象事項について、担当職員より説明を受け書類を確認し現地視察を行い監査を実施した。まず、社会福祉協議会が行った「みんなのお家」を整備するための施設改修及びそこで行う「子ども食堂」の準備費用については、町及び県等からの補助金等を活用し適正に執行されているのが確認できた。また、事業目的である「地域全体がつながりと信頼を深め、支え合う地域共生社会の構築」を目指し、事業者、利用者、地域、ボランティアなど関係者がひとつの目的に向かって事業を行っていくことは、そのこと自体がつながりを強くすることでもあり、信頼を深めていくことだと思われる所以、「みんなのお家」を利用した今後の活動に期待するとともに、関係者の良い関係性を続けられるよう努力されたい。

福祉関係の新型コロナウイルス対策の事業についても、適正に行われていることが合わせて確認できた。